

令和7年度ふるさと・きずな維持・再生支援事業の概要

1 目的

本事業は、東日本大震災による原子力災害に係る本県の風評払拭の取組や震災を契機とした本県の復興支援の取組又は本県の復興・被災者支援を行うNPO法人等の取組をサポートする中間支援活動を行うNPO法人等を支援し、NPO法人等によるきめ細やかな復興支援活動等の継続的な実施を通じて、本県のきずなの維持・再生を図ることを目的としています

2 内容

(1) 予算額 77,000千円程度

(2) 補助対象者

NPO等又は当該NPO等が主体となった地方公共団体を構成員に含む協議体

※ NPO等とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織とします。

(3) 補助事業の内容

- 震災を契機とした本県の復興支援活動（活動対象地域：県内）
- 原子力災害に係る本県の風評払拭活動（活動対象地域：県内外）
- 本県の復興・被災者支援を行うNPO法人等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援活動（活動対象地域：県内外）

上記3つのうちいずれかに該当する取組であり、震災を契機とした地域の課題やニーズを的確に捉え、復興支援や被災者支援等に特に効果的であり、事業の実施によりふるさと・きずな維持・再生支援事業の目的が達成されると認められる事業を対象とします。

(4) 補助対象経費

人件費、諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託料等

(5) 補助金額

○ 補助率：9/10以内 ※1/10以上自己負担

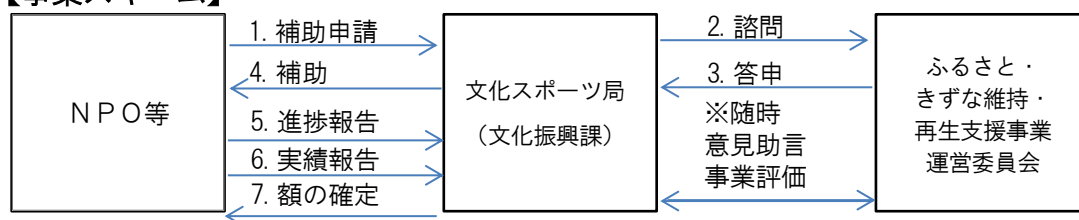
○ 上限額：10,000千円 下限額：概ね1,000千円

ただし、平成28年度以降、本事業において、補助金の交付を受けたことのある実施主体の上限は9,000千円とする。

(6) 補助事業実施期間 令和7年6月1日（日）～ 令和8年3月31日（火）

(7) 補助事業募集期間 令和7年3月19日（水）～ 令和7年4月11日（金）必着

【事業スキーム】



※本事業は、内閣府の交付金を活用して実施するため、同交付金が交付されない場合や、福島県議会により令和7年度予算が議決されない場合は実施されません。